

障がい者虐待通報

【対象者】

身体障がい者，知的障がい者，精神障がい者，その他心身の障がいや社会的な障壁によって，日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方

【3種類の障がい者虐待】

養護者による障がい者虐待：障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族，同居する人による虐待のこと

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待：障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のこと

使用者による障がい者虐待：障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこと

【障がい者虐待の例】

身体的虐待	障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また，正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。 (例：平手打ちにする，殴る，蹴る，つねる，縛り付ける，閉じ込める，不要な薬を飲ませる など)
性的虐待	障がい者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり，させたりすること。 (例：性交，性器への接触，裸にする，キスをする，わいせつな話をしたり映像を見せる など)
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で，精神的苦痛を与えること。 (例：怒鳴る，ののしる，悪口を言う，仲間に入れない，子どもあつかいにする，わざと無視する など)
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴，洗濯，排せつなどの世話や介助をほとんどせず，障がい者の心身を衰弱させること。 (例：十分な食事を与えない，不潔な住環境で生活させる，必要な医療や福祉サービスを受けさせない など)
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金，賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。 (例：年金や賃金を与えない，勝手に財産や預貯金を使う，日常生活に必要な金銭を与えない など)

【相談日時】

24 時間 365 日

【相談方法】

電話又は F A X

【障がい者虐待通報・届出受付専用ダイヤル】

電話：7 1 1－4 4 9 6（24 時間 365 日受付）

F A X：7 3 8－3 2 0 3